

議会議案第一号

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する

条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年石川県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表加賀市江沼郡選挙区の項中「加賀市江沼郡選挙区」を「加賀市選挙区」に改め、「及び江沼郡」を削り、同表羽咋郡北部選挙区の項中「富来町及び」を削る。

附 則

この条例中第二条の表羽咋郡北部選挙区の項の改正規定は平成十七年九月一日から、同表加賀市江沼郡選挙区の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

公共交通機関の安全な運行確保を求める意見書

平成17年4月25日に発生したJR福知山線列車脱線事故は、死者107人、負傷者549人を数え、JR史上最悪の事故となり、戦後4番目の大惨事となった。

今回の事故は、平成3年の信楽高原鉄道事故の教訓を生かせず、世界で最も安全と言われる日本の鉄道への信頼を根底から崩壊させたものである。事故の背景として、過密なダイヤ編成や新型ATS(自動列車停止装置)、脱線防止ガードの未設置などの施設面での不備等、安全よりも利益を優先する企業体質があったとの指摘がなされている。

また、鉄道に加えて、航空機が管制官の離陸許可を受けずに離陸滑走を開始、さらに管制官が誤って閉鎖中の滑走路に着陸を許可するなど、大事故につながりかねない重大なミスも連続して発生している。

今後、こうした事故やミスの再発防止のためには、個々の原因究明はもちろんのことであるが、多数の生命を預かる公共交通機関にとって安全な運行の確保が何よりもサービスの基本であることを再認識し、安全対策の徹底した見直しを図っていく必要がある。

よって、国におかれては、国民の生命と財産を守り、公共交通機関の信頼を回復するため、安全対策の検証と見直しを早急に行うよう運輸事業者への指導を徹底するとともに、国の安全設備の設置基準、安全対策についても検証と見直しを早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

} あて

石川県議会

「進行性化骨筋炎」の難病指定を求める意見書

「進行性化骨筋炎」は、約200万人に1人の確率で発病すると言われており、未だ原因不明な部分が多く、治療法も確定されていない難病である。

医師・看護師でも認知度が低く、この難病に悩む患者数の実数も把握できていないのが実状である。

「進行性化骨筋炎」は、筋肉が骨に変化し、骨が身体の関節を固め、あらゆる部分の動きの自由を奪うとともに、身体の変形に伴い、呼吸器官や内臓へも影響を及ぼすものである。また、患者は、進行するスピードが速く限度のない病状悪化に、毎日不安を抱えながら闘病生活を送っている。

この難病については、アメリカなどで研究が進められているが、日本では行われていない状況にある。

よって、国におかれては、早期に「進行性化骨筋炎」を難治性疾患克服研究事業の対象疾患に指定（難病指定）され、研究を進め、一日も早い治療法発見に尽力されるとともに、特定疾患治療研究事業の対象疾患に認定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

議会議案第4号

都道府県議会制度の充実強化に関する意見書

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自己決定・自己責任の領域が拡大し、これに伴い、地方議会の役割と責任は一層重要性を増している。

今後、地方議会がその役割を十分に発揮していくためには、議会の諸機能をさらに充実していく必要があり、そのため、本議会は自ら運用面の改革に取り組んでいるところである。

一方、地方議会のさらなる活性化を図るためには、地方自治法の議会に係る権限制約的規定を緩和するとともに、議会と首長との関係の見直しや地方議会議員、とりわけ活動実態が専門化している都道府県議会議員について、その役割にふさわしい法的位置付けを明確にする等の制度改正が必要不可欠である。

よって、国におかれては、先に全国都道府県議会議長会が提出した「都道府県議会制度の充実強化に関する要望」について検討を加え、早急に所要の法改正を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
内閣官房長官		

石川県議会

住民基本台帳の閲覧制度の早期見直しを求める意見書

個人情報の保護は、行政機関のみならず民間事業者においても重要な課題であり、法整備の進展とともに、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中であって、市町村の窓口においては、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題である。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。しかし、一方で高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳の閲覧制度に対する住民の不満や不安は高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補いきれない課題を生じさせている。住民を保護すべき自治体としては、現行の閲覧制度のもとでは、こうした事態への対応は極めて困難である。

また、住民基本台帳閲覧制度については、政府も「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」を設け、閲覧制度を存続させるべきかなどについて検討に入っている。

よって、国におかれては、住民基本台帳法に「何人でも閲覧を請求することができる」と規定されている閲覧制度を、個人情報の保護と公益性とのバランスに配慮した内容に早急に改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年6月29日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官 } あて

石川県議会